

[平成 21 年第 5 回 12 月定例会 - 12 月 15 日・04 号]

○藤田博之 議長 日程第 1, 昨日に引き続き, 一般質問を行います。
発言通告者に順次発言を許します。

22 番松坂知恒議員。

[22 番松坂知恒議員登壇] (拍手)

◆22 番 (松坂知恒議員) おはようございます。

市民連合の松坂知恒でございます。二回目になりますが, 会派を代表して一般質問をさせていただきます。しばらくの間, 御清聴をどうぞよろしくお願いいたします。

まず, 交付税についてお尋ねします。

交付税は平成 16 年度から 18 年度の間に, 小泉内閣の三位一体改革により総額を減らされております。平成 21 年 2 月 27 日に出された厚生労働省雇用均等・児童家庭局が主催した会議の資料によると, 「児童相談所の児童福祉司の人件費については地方交付税により措置されており, ここ数年, 虐待の増加などから増員が図られ, 平成 20 年度においては人口 170 万人当たり 29 人配置できるだけの経費が計上されているところである」とあります。広島市の人口に照らし合わせると児童福祉司の配置は 20 人になりますが, 実際のところは平成 20 年度で 18 人, 平成 21 年度でも 18 人のままです。これは政令市の中では最下位です。交付税で 20 人分の経費が計上されているというのに, なぜ 2 人分少ないのでしょうか。私にはその理由がわかりません。

数年前にも妊産婦の健診について問題にしましたが, 妊娠の期間を通じて健診回数 5 回分を交付税措置していると厚生労働省からの通達に書いてありました。しかし, その当時, 広島市の妊産婦の健診回数は 2 回のままでした。これも私には理由がよくわかりません。5 回分措置されているというのに, なぜ 3 回分少なかったのでしょうか。

とにかく交付税で措置されているといいながら広島市の予算に全く反映されていない項目が存在することは事実なのであります。そこで質問します。

平成 21 年度の予算について。

- 1, 交付税の総額と算定根拠は何ですか。
- 2, 国が措置するという交付税額はどれくらいになりますか。
- 3, 国が措置したという項目のうち, 市の予算がゼロだった項目は幾つあるのでしょうか。
- 4, 措置されていた項目の優先順位は, だれがどうやって決めるのでしょうか。
- 5, 交付税がそのまま措置された項目や措置されなかった項目について議会には, どのような方法で知らせているのでしょうか, お答えください。

次に, 子供の権利と児童相談所についてお聞きします。

私は, ことし 6 月から厚生委員会に所属しております。この間, 広島市児童相談所へ 2

回、福岡市のこども総合相談センターえがお館へ2回、そして福岡市の自立援助ホームかんらん舎も視察して参りました。虐待などで保護された子供たちに対し、それぞれの施設で職員の皆さんが懸命に手を差し伸べておられることを知りました。子供たちもそれを厚意と受けとめながら自立したいので出て行く、あるいは居心地がよくないので出て行くといった思春期ならではのジレンマを抱え悪戦苦闘している様子が少しわかったように思います。

しかしながら、この虐待を受けた子供たちに我々がすべきことはたくさんあると思います。交付税のところで述べました児童福祉司の人数を早急に増員を図ることは、子ども権利条例の制定を目指す広島市にとって一番に取り組むべき課題ではないでしょうか。

また、子供の権利という視点からいいますと、児童相談所の一時保護所の居住スペースは広島市がとて狭いのに対し、福岡市のえがお館は大きな建物の2フロア分を占めています。個室じゃなければ心の安らぎは得られない子供もいます。24時間共同生活をする中で、一人でほっとしたい時間も必要なのではないでしょうか。

また、広島市では小中学生の学齢期に当たる子供たちが入所者の20人のうち半分を超えて入っています。勉強ルームをのぞきましたが、約20人の子供たちがテレビを見る子、勉強する子、また、小さい子はおもちゃで遊んだり、狭い部屋で騒々しく過ごし、とても学習する雰囲気ではありません。

小中学生は義務教育の過程にあるにもかかわらず、教育基本法でいう教育の機会均等が著しく損なわれております。一時保護所内に小学生のクラス、中学生のクラスを設け、担任以外に中学生のクラスは専門教科の先生も教えに来るといふ病院の院内学級と同等の教育機会を用意しなければ教育の機会均等は保障されていないと言わざるを得ません。また、一時保護所を出た後、児童養護施設に入る子供たちもいますが、施設になじみず保護所に戻る子供もいます。

広島市からも他の県の自立援助ホームを紹介し、入所させたりしていますが、自立して就労を目指す子供たちに対し、広島市も自立援助ホームをつくって就労の支援をすべきと考えます。そこでお聞きします。

1、児童相談所の一時保護所の居住スペースは狭過ぎて快適とはいえません。改修や拡張の予定はあるのでしょうか。

2、入所している学齢期の児童にとっては、現在の勉強時間は短過ぎます。教育基本法でいう教育の機会を等しく保障すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、一時保護所を出所した中学卒業以上の子供たちについて広島市は、どこまで把握しておられますか。また、彼らの就労については自立援助ホームを設立して支援すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4、児童相談所の児童福祉司の人数は、交付税措置を受けながら2名分減らされています。子供の権利を尊重するのならば速やかに2名以上増員すべきではないでしょうか、お答えください。

次に、出島産業廃棄物処分場についてお聞きします。

広島県が進めている管理型の出島産業廃棄物処分場の建設工事は予定より大幅におくれ、平成 18 年度供用開始だった計画が平成 23 年度供用開始予定と 5 年もおくれております。

また、産廃の積み出し施設となる五日市では、施設建設に対し反対運動が巻き起こっていると聞いています。

また、産業廃棄物については、建設工法の工法の変化と環境意識の高まりもあり、リサイクルが進んでいると聞いております。平成 10 年度の港湾計画の改定で出島の処分場については埋立計画量が策定されましたが、その埋立量は計画量よりも年々減るものと認識しています。産廃が減少すると考えられる中で、190 万立方メートルもの巨大な処分場が本当に必要なのでしょうか。そこで質問します。

1、広島市全域から排出される産業廃棄物の総量は、平成 18、19、20 年度でそれぞれ幾らですか。

2、五日市の処分場に廃棄された市からの産廃は、平成 18、19、20 年度でそれぞれ幾らですか。

3、出島の処分場の工事について、平成 20 年度までの建設費は幾らかかっていますか。全体の額とそのうち市の負担分について教えてください。また、今後の必要額についても全体と市の負担額について教えてください。

4、工事が大幅におくれておりますが、市の産廃はどこへ廃棄されているのでしょうか。平成 18、19、20 年度で教えてください。

5、平成 23 年度に出島処分場の供用を開始して毎年何トンの産廃を持ち込むのでしょうか。10 年間で 190 万立方メートルが産廃で本当に埋まるのでしょうか。

6、出島の処分場は供用開始となっても 10 年では満杯にならず、供用延長となることを懸念する声わき上がっています。許可権者である市長は県に対して 10 年で事業を終了するよう確約させ、住民を安心させてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

7、五日市からの積み出し施設について地元の合意はどの程度得られているのでしょうか、お答えください。

次に、選挙事務についてお聞きします。

ことし 8 月 30 日の衆議院総選挙は国民の関心も高く、投票率も高くなりました。また、期日前投票の制度も周知され手軽に投票できることから、たくさんの方が期日前投票所に来られました。まずは関係者の皆さんの御努力にお礼を申し上げます。

しかし、こういう話も聞いております。ある区役所で期日前投票に行ったところ、長い間待たされたあげく、呼ばれたら宣誓書を書けと言われ、段取りの悪さに怒って 2 人の方は投票をせずに帰られたそうです。ほかの区でも大変期日前投票に手間取ったという苦情を聞いております。その一方で、円滑にいった区もあったようです。同じ選挙の投票事務が、なぜ区により異なるのか大変不思議な話です。

また、開票事務も区ごとの終了時刻がまちまちで大きくおくれた区もあり、公職選挙法

第6条第2項、選挙管理委員会は選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるよう努めなければならないという条項に違反していると思います。

また、全国各地では期日前投票所をデパートやスーパーといった商業施設やJRの駅などに設置したと聞いて愛媛県の松山市まで視察に行ってきた。伊予鉄高島屋とフジグランの2カ所で投票が行われ、二つの施設合わせて2万7460人が投票しました。これは期日前投票全体の41.2%に上りました。特に20歳代の投票者は、期日前に限ると47.3%が高島屋とフジの2カ所で投票しており、利用度が高かったと言えます。投票率の向上、特に課題となっている20歳代の投票率の向上に寄与するものと考え、広島市でもできれば8区全区の商業施設や駅など人が集まりやすい場所に期日前投票所を設置すべきと考えます。そこでお聞きします。

1、8月30日の総選挙について、期日前投票所での選挙事務が円滑にいった区とっていなかった区とがありました。その理由は何でしょうか。

2、開票事務においても終了時刻が各区でまちまちでありましたが、選挙のたびごとに区によって早くなったり遅くなったり、一定しないのはなぜでしょうか。

3、選挙の前に統一したマニュアルを確認する会議を開いたり、開票所における持ち場の担当を集めて打ち合わせを複数回行うなど本番当日の職員の負担を小さくするよう努めてはいかがでしょうか。

4、来年の参議院選挙に向けて選挙事務の円滑化をどのように進められますか。

5、松山市で行われた商業施設での期日前投票を広島市でも行われてはいかがでしょうか、お答えください。

次に、広島市の職員、教員の健康管理についてお聞きします。

以前、広島市の各部局は、市長部局、水道局、消防局、病院事業局、いずれも産業医の配置がなされておらず、労働安全衛生法違反であることを指摘しました。秋葉市長はこれにこたえ、職員、教員が健康であることこそ最大の市民サービスであるとの考えに基づいて複数の産業医を雇用しようとしたのですが、医師不足のため十分な人員が集まらず、今日に至っております。

その一方で、市職員の死亡退職者数は平成19年度で15人、平成20年度で17人と増加しており、60日を超えて休暇を取得した退職者数は平成19年度で375人、平成20年度で383人と増加しております。特に教員は40歳代が4人、50歳代前半が1人と、他の部署に比べ多くの死亡者を出しています。

また、教員のうち60日を超えて休暇を取った退職者は、7割が精神性疾患、3割が身体性疾患でした。そして精神性疾患で長期病欠が2度目以上となる教員は45.5%を数えています。長期病欠の45.5%が2度目以上の病欠であるということをございます。精神疾患の教員は復帰しても約半数が2度、3度と60日以上休まなければいけなくなっております。これは復帰した職場において健康上の配慮が全くなされていないからであります。市長部局では60日を超えて退職すると復職審査会が開催され、本人、職場の上司、産業医、人事

部の職員、計4名がかかわって復帰後の配慮事項を決定し、上司と本人は配慮事項を記載した書面を渡された上で復帰することになります。つまり上司も本人も産業医の指示である配慮事項を知った上での復帰となります。

ところが、教員は180日を超えた休職とならなければ復職審査を受けられない仕組みになっています。市長部局の職員の3倍休まないで復職審査を受けられません。つまり180日休んで復職しても配慮すべき事項が何もありませんので、病気で休む前と同様の仕事をさせられるということになります。しかも教員の復職審査に参加する医師は、産業医としての任命を受けておりませんので、所属長である校長に対し、産業医の勧告をもって本人に対し配慮するよう強く迫ることはできません。これでは多くの教員は病気を再発します。また、治っても再度、再々度、再々々度悪化することは当然だと思います。

教育委員会に限らず、市長部局を初め他の部局においても、特に管理職が病気に対する理解がなく、うつ病で仕事が十分にできない職員、教員に対し、怠けるな、仕事ができないのならやめろなどと言ったり、意図的に残業させたりと、ひどい状況になっていると聞いております。このままでは死亡退職者も長期病欠者もふえるばかりで、とても市民サービスの向上には向かっていかず、子供たちへの教育も進んでいかないと思います。そこでお聞きします。

1、各事業所ごとに相談に乗ってくれる産業医は配置されているのでしょうか。

2、その事業所ごとに配置された産業医たちは、毎月の職場巡視や復職後の職員の面接など定期的に行っているのでしょうか。

3、復職審査に際して市長部局、消防局、水道局、病院事業局は産業医が審査に参加し意見を述べていますが、教員のみ産業医が出席していません。なぜこのような不公平な扱いがなされているのでしょうか、理由をお答えください。また、審査会に産業医を出席させてはいかがでしょうか。

4、心の病気で欠勤する教員が多いのですが、その理由は何でしょうか。また、精神科を専門とする産業医を各学校ごとに雇用すべきではないでしょうか。

5、月々の超過勤務が80時間で連続3カ月、もしくは100時間を超えている教員全員に対して労働安全衛生法で定められた産業医の面接はなされているのでしょうか。

6、教員、特に精神疾患に限っては180日を超えた休みを取らないと医師の面接が受けられないという理由は何でしょうか。

7、教員も市長部局などの職員と同様、60日を超えて休んだ教員について復職審査を受けさせて配慮事項を設けてはいかがでしょうか、お答えください。

最後に、文化と観光についてお聞きします。

先日、広島城中堀跡近くで出土したシャチ型の金箔がわらは、色彩、形ともに原形をとどめる貴重な出土品であります。織田信長が築城した安土城のシャチがわらに似ていることから安土桃山時代の出土品と考えられています。

となりますと、この広島の地に初めて城郭を構えた毛利輝元による広島城創建当時のも

のと言えましょう。毛利輝元は関ヶ原の敗戦で、わずか10年で広島を去り、次いで入った福島正則も2代将軍徳川秀忠と対立し、わずか19年で信濃川中島へ退去させられました。

しかしながら、現代ではその功績は顕彰されていません。今回のかわらの出土で広島城の創建者毛利輝元を顕彰し、2011年は福島正則の生誕450年ということで福島正則を顕彰するべきです。同時に、大規模な展覧会を開催して、流行語となった歴女など歴史に関心を持つ観光客を広島に呼び込み、加えて広島市民にも輝元や正則が広島市の英雄で、かつ、まちづくりの功績者であることを改めて知らせるべきと思います。

また、浅野家の家老で広島の縮景園を設計した茶人の上田宗箇や、また、日本外史を著し、日本の知識人に大きな影響を与えた頼山陽も大いに顕彰するに値する広島の偉人と言えましょう。市民局文化財課、都市活性化局観光課を中心に広島市一丸となって彼ら広島の偉人を顕彰するプロジェクトを進めていただきたいと思います。

お聞きします。

1、先日出土したシャチ型の金箔がわらは、どれほどの価値のある文化財なのでしょう。また、その学術的な意義はどのくらいあるのでしょうか。

2、広島城の遺構は毛利氏、福島氏、浅野氏の時代のもので、それぞれどれほど残っているのでしょうか。

3、1590年に広島城を創建した毛利輝元は広島の城下町をつくった人物ですが、余り顕彰されておられません。今回の出土とあわせて大々的に取り上げた展覧会を開き、観光客を呼び込んではどうでしょうか。

4、また、2011年は福島正則の生誕450年とのこと。フラワーフェスティバルなどで武者行列を繰り出すなど観光客にアピールし、大々的な展覧会をされてはいかがでしょう。

毛利輝元、福島正則、上田宗箇、頼山陽など江戸期以前、また、明治、大正、昭和初期の人物を広島の——名誉市民と最初しておったんですが、名誉市民条例というのがありまして、生きている人でないとなれないということで名前を変えまして、広島の殿堂として顕彰されてはいかがでしょう、お答えください。

これで質問を終わります。

御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○藤田博之 議長

市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長

松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

毛利輝元等歴史上の人物についての御質問がございました。

御指摘のように、広島の都市づくりは安土桃山時代の天正17年、1589年に毛利輝元が太田川の河口に築城、その城下町の建設に着手し、広島と命名したときに始まりました。毛利輝元を初めとする広島の歴史上の人物は本市にとって貴重な財産であり、その人物像や業績に焦点を当て、広島ブランドとして広く情報発信することは重要であると考えてお

ります。このことにより本市についての理解が深まるとともに、関心が高まり、今以上に都市の魅力の向上につながっていくと認識しています。

これまでも広島の上の人物に焦点を合わせ、さまざまな事業や取り組みを展開してきました。例えば、平成9年、1997年は、大河ドラマ「毛利元就」にあわせて毛利元就博を開催しました。また、広島城において平成17年度、2005年度は頼山陽を初めとする頼家の人々の書を紹介する企画展を開催しました。平成18年度、2006年度には広島藩士の画家岡岷山の没後200年を記念し、藩絵師としての業績や絵画作品等を紹介した岡岷山展を開催しました。平成20年度、2008年度には毛利輝元が居城とした郡山城、広島城、萩城の3城を紹介する「広島城と毛利氏の居城」を開催しました。このほか、武将茶人であり縮景園を作庭した上田宗箇の上屋敷が再現され、今年度屋敷内の和風堂が一般公開されました。

このたび広島城跡での発掘調査により出土した金箔がわらは、毛利輝元が築城したころのものと見られ、歴史的価値が高いものと評価されています。来年秋ごろには今後の調査で明らかになった資料もあわせ、毛利輝元と金箔がわらに関する展覧会を開催する予定です。

また、平成23年、2011年は、毛利輝元にかわって広島城主となった福島正則の生誕450年に当たることから広島城での展覧会を計画しています。これにあわせてフラワーフェスティバルなどでの武者行列の企画・実施について市民活動団体等へ働きかけを行いたいと考えています。

毛利輝元など広島の上の人物については、引き続き資料の収集や調査を積極的に行います。その成果をもとに生誕などの節目の年や新たな歴史資料の発見などの機会をとらえ、これらの人物に焦点を当てた展覧会等を開催していきます。その際には、旅行会社へ展覧会を盛り込んだ旅行の企画、販売の働きかけや旅行誌等へ情報提供を行います。

こうした歴史上の人物に着目するだけでなく、広島の上の歴史を一つのパッケージとした観光資源としてとらえ、ひろしまビジターズ・インダストリー戦略の新しい柱として位置づけ、歴史を活用したさまざまな取り組みを実施したいと考えています。また、ホームページやイベントなどの手段を活用して積極的に情報発信を行うことにより、広島への来訪者の増加につなげていきます。

今後とも、住んでよく、訪ねてよい、千客万来の都市の実現を目指し、広島の上の歴史を活用した取り組みを積極的に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎湯浅敏郎 企画総務局長 広島市職員の健康管理について、産業医の配置に関する御質問にお答えいたします。

労働安全衛生法では常時50人以上の労働者を使用する事業場は産業医を選任すること、その労働者の数が常時1,000人以上の場合には専属の産業医を選任することとされており

ます。市長事務部局では 17 事業場が法に基づき産業医を選任すべき事業場となっております。このうち本庁舎は 1,000 人を超えるため専属の産業医を 1 人選任しております。そのほかの区役所、環境事業所など 15 の事業場については、健康福祉局の医師 2 人、各区役所厚生部の医師 8 人を産業医として選任し、本来業務と兼務して産業医の職務を行っております。また、市立大学については開業医 1 人を産業医として選任しております。

なお、50 人未満の事業場についても先ほどの本市の医師 10 人が産業医としての職務を行っております。これらに加え、精神保健担当の産業医として精神保健福祉センターの医師 2 人を選任しております。

次に、産業医の職場巡視や復職後の職員の面接などに関する御質問でございます。

本庁舎においては、年 1 回の重点月に産業医が全職場を巡視しております。その結果を踏まえて設定した毎月の重点項目に基づき、月 1 回の職場巡視を行っております。区役所についても、おおむね同様でございます。本庁舎及び区役所以外の事業場では、医師が本来業務に従事しながら産業医の職務を行っているため、巡視がほとんどできておりません。このため、産業医の常時募集や開業医の選任に向け医師会への協力依頼等を行っておりますが、応募がほとんどなく、必要な産業医の確保が困難な状況でございます。

今後、産業医や産業医の所属長と協議し、職場巡視の回数をふやせるよう努力したいと考えております。

次に、復職後の職員に対する支援については、原則として復職二、三週間後に身体系疾患の場合は、産業医が必要と判断する職員について、精神系疾患の場合は、全員に対し産業保健スタッフ、これは企画総務局の職員健康管理担当課長と福利課の保健師でございますが、これらの職員が職場訪問や電話、メールにより復職後の状況確認や必要な助言等を行っております。そして、その結果を産業医に報告しております。以後も必要に応じて同様な取り組みを行うことにしております。

また、こうした取り組みとは別に、復職後 3 カ月間は身体系疾患、精神系疾患の別を問わず、毎月 1 回所属長が職員と面談し、その面談結果を踏まえ、職員の職務内容や勤務状況、配慮事項の履行状況等を産業医に報告しております。報告に基づき産業医が必要と判断した場合は、産業保健スタッフに職場訪問や電話、メールにより当該職員の状況確認と必要な助言等をさせていただきます。さらに必要に応じ、所属長からの報告を定期的に行わせるようにしております。

こうした取り組みにより、復職後の職員に対する支援を行っておりますが、今後、状況に応じて産業医自身が面接指導を行うようにするなど復職後の職員に対する支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長

財政局長。

◎佐伯克彦 財政局長

交付税についての御質問にお答え申し上げます。

まず、交付税の算定方法、額等についてでございます。

議員御質問の普通交付税は標準的な行政を行うために必要な一般財源である基準財政需要額と市税等の標準的な一般財源収入である基準財政収入額との差を基本に算定をされております。普通交付税の本年度の当初予算額は 390 億円でございます。また、本年 7 月に決定をいたしました本年度の交付額は約 377 億円となっております。

次に、交付税措置と予算についてでございますが、一般的に交付税措置されているということは普通交付税の基準財政需要額にその事業を行うために必要な標準的な一般財源が算入をされているということでございます。

しかしながら、その積算の詳細が明確にされていないものが多いことなどから、本市が計上している事業に対する交付税措置額などを具体的にお示しすることは困難でございます。地方交付税は地方交付税法におきまして国は地方交付税の交付に当たっては条件をつけ、または、その用途を制限してはならないとされており、地方が自由に使える一般財源でございます。予算編成に当たりましては、この地方交付税を含みます一般財源収入見込額をもとに、それぞれ個々の事業の必要性、あるいは緊急性、事業効果など総合的に考慮いたしまして必要な予算を計上しております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 市民局長。

◎皆本也寸志 市民局長 金箔がわらと広島城の遺構につきましての質問にお答えします。

まず、広島城跡の発掘調査により出土した金箔シャチがわら等については、現在、来年の 3 月を目途として調査・整理中のため全容が明らかになってない段階ですが、このたびの金箔がわらのように装飾的なかわらがほぼ完形を保ち、金箔が明瞭な状態で出土した例は全国的にもなく、城郭に関する学識経験者の間では近世初期の時代を代表する一級資料であり、広島城築城期の状況を解明する上で貴重な資料であると言われております。

次に、広島城の遺構につきましては、国の史跡に指定されている本丸、二の丸及び内堀のほか、これまでの発掘調査の状況から見て、石垣で構築された中堀、外堀などの遺構が地下に残っている可能性があると考えています。

以上です。

○藤田博之 議長 こども未来局長。

◎梶原伸之 こども未来局長 子供の権利と児童相談所についての質問にお答えいたします。

まず、児童相談所の一時保護所の居住スペースについてでございます。

一時保護所の定員は 20 名ですが、居室は 6 室のため複数の子供が同室になり、個別処遇を必要とする子供への対応が難しいことや専用の学習室がないため子供が学習に集中できないことなど、施設面で課題があると認識しております。このような課題に早急に対応するため、一時保護所内にある倉庫などを居室 3 室に転用するとともに、食堂と遊戯室を仕切りまして独立した学習室を設けたいと考えています。

また、第5次基本計画の中に子供の相談体制の整備として子供の権利侵害、虐待、不登校、いじめ等の問題について総合的な相談支援を行う拠点機能の整備について検討をすることを掲げておりました。今後、拠点機能の整備の検討とあわせて児童相談所の拡充・強化について検討を行いたいと考えています。

次に、入所している学齢期の児童の学習についてでございます。

一時保護所の学習時間については、従来は午前中の1時間としていましたが、本年12月から2時間に拡大いたしております。また、午後は入所している子供が希望すれば児童相談所と同じ敷地内に設置されております。ふれあい教室・東に通わせるなど学習機会の確保に努めています。また、教育委員会との人事交流により教員1名を一時保護所に配置し、その指導のもとに学習指導を行う体制といたしておりますが、今後、学習機会の一層の充実に努めていく必要があるため、教員経験者を一時保護所へ配置している他都市の取り組み事例等を参考に検討していきたいと考えております。

次に、一時保護所を退所した子供たちの状況と自立援助ホームの設立についてでございます。

昨年度、児童相談所で一時保護した児童のうち、家庭からの支援が望めない中学卒業以上の子供4名につきまして、県外の自立援助ホームへの入所措置や里親委託などを行っております。自立援助ホームは中学卒業後、一時保護所や児童養護施設を退所し、さまざまな事情で家族と暮らすことができない20歳未満の児童等が共同生活を営む住居でございます。この自立援助ホームでは入居児童等に対し日常生活上の援助、生活指導及び就業支援を行い、社会的自立の促進を図っています。

本市といたしましては、一時保護所等を退所後の行き場がなく、就労後の職場への定着などの問題を抱える児童等の社会的自立を促進することは重要であると認識しております。現在策定中の子供に関する施策の総合的な計画に自立援助ホーム設置の検討を盛り込み、設置に向けて取り組んでいきたいと考えています。

最後に、児童相談所の児童福祉司の人数についてでございます。

本市では、虐待通告・相談件数が毎年300件を超えておりました。虐待者が逮捕、拘留されるといった事例が多くなっております。また、平成20年、2008年4月に児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことにより、児童相談所の権限が強化されるとともに、事務量も増加しています。

こうした中で、これまでも児童相談所の円滑な運営のため児童福祉司の増員を行ってまいりましたが、今後とも児童虐待防止対策の中心的役割を担っている児童相談所の体制強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長

環境局長。

◎堀内雅晴 環境局長

出島処分場に関する御質問にお答えします。

まず、市内から排出される産業廃棄物の総排出量についてですけれども、その調査はお

おむね5年ごとに行っておりまして、最近の調査結果は現時点では平成15年度、2003年度分しかございません。

しかしながら、年間500トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者を対象に、毎年その実績を調査しておりますので、その調査結果を申し上げます。平成18年度、2006年度が約140万トン、平成19年度、2007年度が約153万トン、平成20年度、2008年度が約148万トンとなっております。

次に、市域内から排出され五日市処分場に埋め立てられた産業廃棄物の量についてですが、平成18年度、2006年度が約6万6000トン、平成19年度、2007年度が約9万1000トン、平成20年度、2008年度が約4万8000トンです。

次に、出島処分場の工事費等についてでございますが、広島県が現在行っている出島廃棄物埋立護岸工事の平成20年度、2008年度末までの事業費は371億7425万3000円で、本市の負担額は92億9356万3250円です。今後の必要事業費は98億円と県から聞いております。市の負担額については、現在県と協議をしている段階です。

次に、平成18年度、2006年度から平成20年度、2008年度の間に市域内で発生した産業廃棄物の埋立場所についてですが、燃えがら、汚泥などの管理型産業廃棄物は主に五日市処分場に、また、瓦れき類、廃プラスチック類などの安定型産業廃棄物は市内及び県内外の民間埋立地に埋められております。

次に、出島処分場の埋立計画についてですが、供用開始後、年間19万立方メートルの廃棄物を埋め立て、10年間で190万立方メートルを埋め立てる計画となっております。

次に、埋立期間についてですが、出島処分場については平成15年、2003年6月に県と地元が出島地区廃棄物処分場環境保全協定書を締結しており、その協定において廃棄物の受け入れの計画期間は受入開始から10年間とすると明記されております。また、県、市、地元住民で構成する広島県出島処分場連絡調整協議会においても、県はこの協定の規定を尊重する旨、繰り返し明言しております。

こうしたことから本市としては、この協定が守られるものと認識しておりますが、地元住民の不安を解消するため広島県出島処分場連絡調整協議会などの場において、県に申し入れるなど、適切に対応してまいります。

最後に、五日市積み出し施設に係る地元の合意取得条件についてですが、県からは地元説明会の開催などにより事業計画について理解を得るよう努めているが、いまだ理解を得るには至っていない、引き続き、地元説明会の開催などにより地元住民の理解を得るよう努力すると聞いております。市としては、今後とも県に対し地元住民の意見、要望等真摯に受けとめ、誠意をもって対応するよう指導してまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長

消防局長。

◎高野哲司 消防局長

職員の健康管理について御質問にお答えいたします。

消防局では南区厚生部の内科医1人、健康福祉局精神保健福祉センターの精神科医2人

の計3人を併任により産業医として選任しております。

産業医による職場巡視は、常時50人以上が勤務する消防局及び八つの消防署について毎月1回実施しております。

復職後3カ月間は所属長から毎月勤務状況の報告をさせ、産業医がその状況をチェックし、必要がある場合は面接指導することにしてあります。

また、今後につきましては、3カ月経過した後も再発予防の観点から、産業医が必要と判断した場合や所属から申し出のあった場合は職場巡視などの機会をとらえて職員のプライバシーに配慮しながら面接指導を行い、健康管理に努めていくよう考えています。

以上でございます。

○藤田博之 議長 水道局長。

◎飛原秀登 水道局長 産業医についてお答えします。

まず、配置ですけど、水道局では開業医1人を産業医として選任しているほか、精神科医を精神衛生嘱託医として委嘱しています。

次に、職場巡視や面接などでございますが、産業医の職場巡視については、常時50人以上が勤務する基町庁舎は月1回、高陽庁舎は年2回、その他50人未満が勤務する12の事業場については年1回実施するようにしています。今後は、高陽庁舎については職場巡視の回数をふやすよう努力したいと考えています。

次に、復職後の職員の支援については、精神系疾患は毎月1回所属長が職員と面談し、勤務状況等を産業医に報告するとともに、精神衛生嘱託医が3カ月ごとに面接指導を行っています。身体系疾患は保健師による保健指導を毎月1回行っていますが、今後はこれに加え、復職から3カ月後に産業医の面接指導を行いたいと考えています。

以上でございます。

○藤田博之 議長 病院事業局事務局長。

◎中田英樹 病院事業局事務局長 産業医に関する御質問にお答えします。

病院事業局では広島市民病院、安佐市民病院、舟入病院及び総合リハビリテーションセンターに所属する医師各1人をそれぞれの産業医として選任しております。

産業医の職場巡視は、各産業医が毎月1回行っております。

復職後は精神系疾患で療養期間が6カ月を超えた職員について1カ月後、3カ月後などに産業医や精神科医が面接指導を行い、所属長等に必要な支援の指示をしております。

看護師や医師等の職員が健康で生き生きと働くことは、医療の質を向上させ、患者サービスの向上につながる重要な課題であります。今後、復職後の面接指導の対象者に療養期間が2カ月以上の職員を加えることなど検討してまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長 教育長。

◎濱本康男 教育長 数点の御質問に順次お答えをいたします。

最初に、一時保護所の児童生徒の教育について教育委員会としてどう考えているかとい

うことですが、すべての子供たちに教育の機会を保障し、基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考えるなどの確かな学力をはぐくむことは大切なことであると考えております。

一時保護所に入所しております児童生徒に対しては、その児童生徒が在籍している学校から学習プリントや教材、定期テストなどを提供し、学習の支援をしております。また、本年10月からは一時保護中の児童生徒の教育の機会を保障するため、ふれあい教室・東を活用して学習支援を行っております。

現在、ふれあい教室・東では中学校の教員免許を有する指導員2名が学習支援を行っておりますが、今後、小学生への学習支援の充実を図るため、小学校の教員免許を有する指導員の配置も検討する必要があると考えております。

今後とも、児童相談所と連携を図りながら一人一人の子供の教育の機会を保障することができるような方策を教育委員会として検討していきたいと考えております。

次に、職員、教員の健康管理について順次お答えをいたします。

最初に、産業医の配置ということですが、産業医の配置状況につきましては、教育委員会では学校現場と事務局、教育センターなどの学校以外の部分に大きく分けられます。学校につきましては、現在、教職員50人以上の学校22校に各校1人の産業医を選任をしております。また、それ以外の学校については、各学校に教職員保健管理担当医を配置しております。学校を除く事務局などを担当する産業医は、健康福祉局の医師2名を選任し、本来業務と兼務して産業医の職務を行っております。

次に、産業医の職場巡視、復職後の職員の面接ということですが、毎月の職場巡視の状況につきましては、学校の場合は産業医の大半が開業医であり、学校行事等と産業医の日程調整が難しいことから、月1回の巡視が行えない状況でございます。また、事務局等では、産業医が本来業務に従事しながら産業医の職務を行っているため、毎月の巡視は行われていない状況でございます。

今後は、より一層、産業医との連携を深め、職場巡視の回数をふやせるよう努力したいと考えております。

次に、復職後の面接指導等の実施状況ですが、各学校では健康診断等の結果に基づきまして、産業医または教職員保健管理担当医による面接指導を復職した教職員を含め、全教職員に実施しております。

さらに精神系疾患から復職した教職員は、復職後1年間、3カ月ごとに主治医の診察を受け、主治医が教育委員会に状況を報告することにしております。事務局等の職員につきましては、市長事務部局と同様、復職後3カ月間は身体系疾患、精神系疾患の別を問わず、毎月1回所属長が職員と面談し、その面談結果を踏まえ、職員の職務内容や勤務状況、配慮事項の履行状況等を産業医に報告しております。

次に、教員の復職審査に産業医を出席させてはという御提案です。

現在、教職員の復職審査に当たっては、教職員健康管理審査会において専門医からの指

導助言を受け、教職員の復職の可否について審査を行っております。御提案の復職審査に際し、復職後の配慮事項について産業医から意見を聞き、復職後の支援に役立てることは病気の再発を防止する上で、より効果があると考えております。教育委員会といたしましても教職員の復職に当たって産業医がかかわる方向で専門医の確保等の課題について関係部局等と協議、検討を行ってまいります。

次は、心の病気で欠勤する教員が多いが、その理由と精神科の産業医を各学校ごとに雇用すべきではないかという御指摘です。

精神系疾患については、子供たちへの指導の困難さや保護者、同僚等との対人関係、さらには教職員自身の健康や家庭の問題によるものなど複数の要因がさまざまに絡み合っていると考えられます。

精神科を専門とする産業医を各学校に配置することは、病気の再発を防ぐ上で効果があると考えておりますが、産業医の確保が困難な実態もございまして、どのような対応が可能か、今後、関係部局等と協議、検討を行ってみたいと考えております。

次は、超過勤務の問題でございます。

労働安全衛生法では、週 40 時間を超える労働が 1 カ月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは労働者の申し出を受けて医師の面接指導を行わなければならないとされております。学校においては、パソコンにより教職員の入校退校時間の記録を個人ごとに管理しておりまして、勤務時間外の在校時間が 1 カ月当たり 80 時間以上の教職員に対しては校長や教頭が面談を行い、疲労の蓄積等の把握に努めております。

さらにその結果、健康状態に支障があると校長が判断するときは、教職員と協議の上、当該学校の産業医や教職員保健管理担当医との面接による保健指導を受けさせることにしております。

最後ですが、長期に病気で休んだ教員に対する医師の復職面接ということですが、本市の教員につきましては、従来から精神系疾患により 180 日を超えて休職をしていた教員が復職する場合にのみ医師の面接を行っております。これは県費負担の教員が大半を占めることから、県教育委員会の取り扱いと合わせていたものでございます。

御指摘のように、復職審査を受ける病休期間の取り扱いを短縮することは病気の再発を防ぐ上で効果があると考えておりますが、これも専門医の確保等の課題もあり、どのような対応が可能か、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 選挙管理委員会事務局長。

◎三浦泰明 選挙管理委員会事務局長 選挙事務についての御質問にお答えいたします。

最初に、期日前投票についてでございますけれども、本年 8 月の衆議院議員総選挙における期日前投票は、前回の総選挙と比較し投票者数が約 6 割増と大幅に増加いたしました。このため、一部の期日前投票所では一時的に待ち時間が生じたものでございます。こうし

た状況を改善するため、投票者数の増加にあわせて受付用パソコンや宣誓書の記載場所、投票記載台を増設し、事務従事者の増員を行いました。

次に、開票事務についてでございますけれども、開票に要する時間は投票総数の多寡—多いか少ないかでございますけれども、それから候補者数等の多寡、疑問票の数の多寡、自書式、または記号式といった投票方法、それから開票事務に従事する職員の熟練度など、さまざまな要因により短くなったり長くなったりいたします。

次に、投開票事務の事務打ち合わせについてでございます。

投開票事務につきましては、各区選挙管理委員会におきまして投票管理者や開票の進行指揮者などの事務の責任者を対象といたしまして統一したマニュアルを確認する事務打合会をそれぞれ選挙前に開催しております。その他の従事者に対しましても事務手順の打合会などを行っております。特に開票事務につきましては、進行指揮者などの事務の責任者がマニュアルを十分理解し、事務従事者に的確な指示を出せるようにすることが開票の迅速化と事務従事者の負担軽減につながることから、一層入念な事務打合会を行うよう、各区選挙管理委員会に対し助言いたします。

続きまして、来年の参議院選挙への対応についてでございます。

選挙管理委員会事務局の新任職員につきましては、毎年選挙事務の基本についての研修会を数回にわたり開催し、職員の育成を図っており、これは今後も引き続き実施いたします。また、選挙前に行っております市と各区の選挙管理委員会の委員長・事務局長合同会議や係長・担当者会議におきましては、管理執行上問題となった事例を紹介し、注意点を説明するとともに、開票の迅速化のための具体例を示して各区選挙管理委員会の取り組みなどについての情報交換を行っております。来年の参議院議員通常選挙におきましては、各区選挙管理委員会との連携を一層密にし、より円滑な選挙事務が執行できるよう取り組みます。

最後に、商業施設への期日前投票所設置についてでございます。

期日前投票所を設置する場合は、まず投票の秘密の確保や投票所の秩序が保持される場所であること。二つ目に、突然の解散総選挙などでも利用可能な施設であること。三つ目に、市長、市議会議員、県議会議員選挙が同時に行われる場合においても対応可能な面積が確保できること。四つ目といたしまして、増加する経費を基準予算内におさめられることなどの条件を満たしていることが望ましいと考えております。

現在、市内にあります商業施設の中からこれらの条件を満たす施設を見つけ出すことは容易ではないと思われませんが、商業施設に期日前投票所を設置することは、議員御指摘のとおり若年層の投票率向上の一助になると考えられることから、今後、各区選挙管理委員会とともに調査、研究を行います。

以上でございます。

○藤田博之 議長

松坂議員。

◆22番（松坂知恒議員） 選挙事務と職員の健康管理についてお聞きしますが、どちらも

似たようなお話といたしますか、選挙管理委員会は各区の選挙管理委員会というのがあって、そこが、担当者が指揮をとって事務に当たると。遅いところ早いところがあったというのは、それぞれの区の手組みが違うんですね。パソコンの台数が1台しかないところは遅い、2台最初から用意しているところは早いというような原因があって、どうしてそれが統一されないのかと。2台置いていいんならどの区でも2台置いてさっさとやれば、さっき、お二人投票せずに帰られたというけど、期日前投票で来て帰られるということは、当日は来れないから期日前に来るわけで、じゃあ、その人が期日前の別の日に来るかという、まず来ないでしょう。その人々にとりましては投票の機会が失われたということですが、私としては、もっと市選管が指導性を発揮して各区を指導してもらいたい。ああしろこうしろということをお願いしたいと思います。

その中で、来年の参議院は引き続き各区と一層関係を密にしてというふうにあるんですが、その前に開票事務については各区へ助言するとあるんですね。各区へ助言して各区に任せるといことなんですが、どうして市選管がリーダーシップをとれないのか。市選管が各区選管にああしろこうしろというふうに指揮命令が下せないのか。区ごとにそれはきちんとできる場所もあればそうでない場所もあるでしょうから、できないところへはやはり助言だけではなくて助けに行くという行為も、投票しようとする有権者にとりましてはそうしてほしいなと思うんですが、その点をお答えください。

それから、健康管理ですけども、各所属の責任者の方から答えてもらいましたけれども、こちらはちょっと深刻で、中央指揮所というのがないわけです。それぞれの任命権者がそれぞれ違って、市長、水道局長、消防局長、病院事業管理者、教育長ですか、それぞれ違ってらるんですね。そしたら、てんでばらばらな健康管理して、てんでばらばらにやってるから非常にどこもできてないという意味では統一されてるんですけど、おかしな話ですよ。やはりそれは職員の健康管理を担う部署があって、その強力な指導のもとに同じ水準の健康管理をするべきではないか。そうでないから先ほどの答弁のように、やったりやってなかったり、とにかくやります、努力しますというようなお話なんだけれども、それをきちんと指示するところがない。

一例を挙げますと、うまくいっているところは、消防局は前の答弁に比べると非常に進んだと思います。これはなぜかという、市長部局とよく連携しているからです。市長部局の意見をとにかく聞いてすぐ動く。産業医の先生3人いるけど動くというふうでありまして、いまや市長部局を抜こうかというぐらい水準が高くなっている。それは非常にいいことなんですが、そういう連携がとれてないところがおくれているというきょうの答弁だったかと思うんですけども、やはりそこは市長を中心にちょっと根本的に考えていただいて、法律の建前はどのようになっているのかよくわかりませんが、統一した健康管理を行っていただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎湯浅敏郎 企画総務局長 職員の健康管理に関する御質問にお答えいたします。

確かに今、議員御指摘されましたように、部局間で統一がとれてない面がございます。産業医がなかなか確保できないという現状もあろうかと思えます。各部局での取り組みがまちまちだということを踏まえまして、各部局の産業医で構成いたします産業医の連絡会議を設置をしたいと思います。定期的に会合を重ねるということで、それでその中で、職員の健康管理に関する産業医のかかわり方等について議論してそれぞれの取り組みに反映させるとか、あるいは非常に難しい状況ありますけども、産業医の確保、そして、その産業医の確保を含めた体制づくりといった点についても検討したいというふうに思っております。近々にその会議を開いて検討に着手をしていきたいというふうに思っています。それで職員の健康管理の充実を図れるよう努力いたします。

以上です。

○藤田博之 議長 選挙管理委員会事務局長。

◎三浦泰明 選挙管理委員会事務局長 期日前投票事務の段階ですとか、それから当日投票の段階、それから開票事務の段階におきまして過去の反省点を踏まえまして選挙管理委員会事務局といたしましてはリーダーシップを発揮いたしまして、各区の選挙管理委員会との連携をより一層密にして選挙事務の適正な執行と、より迅速な開票事務の執行ということに留意しながら取り組みたいというふうに考えております。

○藤田博之 議長 次に、4番碓氷芳雄議員。

[4番碓氷芳雄議員登壇] (拍手)